

認定遺伝カウンセラー資格更新辞退届

西暦 年(平成 年) 月 日

認定遺伝カウンセラー制度委員会 殿

私は認定遺伝カウンセラー資格の更新を辞退しますので、手続き方よろしくお願いします。

申 請 者 氏 名 : _____ (旧姓 _____)

認定遺伝カウンセラー番号 : _____

辞 退 理 由 : _____

【参考資料】

認定遺伝カウンセラー制度規則細則

認定遺伝カウンセラー資格更新の延長について

第 11 条 海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のために認定期間内に、認定遺伝カウンセラー資格更新のための活動を行うことができない場合は、「認定遺伝カウンセラー資格更新の延長願い」にて更新の延長を申請することができる。申請については認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合には承認する。資格更新がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー認定資格は停止される。認定遺伝カウンセラー資格更新の延長が、認められた者が、更新を行う際には、事前に認定遺伝カウンセラー制度委員会に申し出をし、以下のいずれかによって、更新がなされた場合には、認定資格の停止が解除される。

- 1) 認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格する
- 2) 別途認定遺伝カウンセラー制度委員会にて決められた当該必要単位数を取得する

認定遺伝カウンセラー資格の喪失について

第 12 条 以下の場合には、認定遺伝カウンセラー資格を喪失する。その後に認定遺伝カウンセラー資格を得たい場合には、再度、認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格することによって資格を得ることができる。

- (1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会退会による資格喪失（制度規則第 12 条（3））
- (2) 認定期間終了後も上記の更新手続きが行われなかった場合

<送付先>

上記必要事項を記載し、郵便、FAX、メールへの添付のいずれかの方法で認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局宛にお送り下さい。

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1
東北大学 東北メディカル・メガバンク機構人材育成部門
遺伝子診療支援・遺伝カウンセリング分野内
認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局 行
TEL: 022-274-6002 FAX: 022-273-6215 E-mail: jbgc-info@umin.net